

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市内原市民センター運営審議会

2 開催日時

令和3年6月24日（木） 午後2時00分から午後2時50分まで

3 開催場所

水戸市内原市民センター 会議室1

4 出席した者の氏名

(1) 委 員

大久保 朝幸, 坪井 春江, 久保田 圀男, 岩木 厚子, 折本 正巳, 猿谷 裕子

(2) 執行機関

弓野 保, 川井 奈津子

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 令和2年度内原市民センター利用状況について (公開)

(2) 令和3年度内原市民センター定期講座開設状況について (公開)

(3) 令和3年度内原市民センター運営方針及び重点目標（案）について (公開)

(4) 令和3年度内原市民センター事業計画（案）について (公開)

(5) その他 (公開)

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

令和3年度第1回水戸市内原市民センター運営審議会

## 9 発言の内容

執行機関

ただいまから令和3年度第1回水戸市内原市民センター運営審議会を開催いたします。

初めに、次第の2委嘱状の交付でございますが、委嘱状につきましては、あらかじめ委員の皆様のお席にお配りしております。御氏名等に誤りがないか御確認いただければと存じます。

本日は、委員の改選後、最初の審議会になりますので、議事に入る前に、名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

(委員及び職員 自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、次第4の正副会長の選出に移ります。水戸市市民センター条例第11条第3項の規定に基づき、会長及び副会長を選出いただきたいと存じます。いかような方法で選出するかお諮りします。

委員  
執行機関

事務局で案がありましたらお示してください。

承知しました。それでは事務局案を申し上げます。引き続き、会長に

委員、副会長に 委員 をお願いしたいと考えております。

異存がないようでしたら、拍手をもって御承認いただきたいと存じます。

委員多数  
執行機関

異議なし。(拍手)

それでは、会長に 委員、副会長に 委員 と決定させていただきます。代表いたしまして、会長になられました 様 から御挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

会長  
執行機関

(会長挨拶)

ありがとうございました。

議事に入る前に、本日の出欠状況について御報告いたします。委員総数6名中6名全員に御出席いただきましたので、水戸市市民センター条例第12条第2項に規定する2分の1以上の出席となることから、本日の審議会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。議長につきましては、水戸市市民センター条例第12条第1項において、会長が務めることとされておりますので、会長に議長を務めていただきます。これより議長の進行で進めていただきますので、よろしく申し上げます。

議長(会長)

それでは、しばしの間議長を務めてまいります。議事が円滑に進むよう御協力の程よろしく申し上げます。

議事に入る前に、議事録署名人お二人を選出したいと思いますが、いかような方法で選出したらよいか、お伺いします。

委員  
議長(会長)

議長一任。

それでは私から指名させていただきます。議事録署名人として、 委

員、委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。(1) 令和2年度内原市民センター利用状況について、事務局から説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、令和2年度内原市民センター利用状況について説明。)

議長(会長) ただいま事務局から、令和2年度の利用状況について説明がありましたが、これについて何か御質問等はございますか。

議長(会長) ないようですので、次に移らせていただきます。

(2) 令和3年度内原市民センター定期講座開設状況について事務局から説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、令和3年度内原市民センター定期講座開設状況について説明。)

議長(会長) ただいま事務局から、令和3年度の定期講座開設状況について説明がありましたが、これについて何か御質問等はございますか。

議長(会長) 私から質問いたしますが、定期講座は5月から開講ですか。

執行機関 はい。5月から開講しております。

議長(会長) 委員さんは、二つの教室の講師をされているのですね。

執行機関 そうです。先生には、洋裁クラブとリフォームクラブの御指導をいただいております。

議長(会長) 他にありませんか。ないようでしたら、次に移らせていただきます。

それでは、(3) 令和3年度内原市民センター運営方針及び重点目標(案)について、事務局から説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、令和3年度内原市民センター運営方針及び重点目標(案)について説明。)

議長(会長) ただいま事務局から、令和3年度の運営方針及び重点目標(案)について説明がありましたが、これについて何か御質問等はございますか。

委員 地域防災活動との連携についてですが、市民センターは災害時には避難所になると思いますが、市民センター以外にも避難場所が複数あって、一般住民には分かりづらいです。市民センターにはどのようなかたたちが避難すべきなのか、小中学校へ避難するのはどのようなかたたちなのか、また、避難する際にはどのような準備をすればよいのかなど具体的に示したものを、自治連合会とも連携して回覧等で周知していただきたいと思ひます。

執行機関 ただいまの御質問でございますが、市民センターの役割の一つに地域防災の拠点という位置づけがございます。市内には34の市民センターがありますが、委員がおっしゃったとおり、災害が発生した場合には、避難所として開放することになっており、各市民センターの所長は避難所の

運営に当たることとされています。また、所長の他に、あらかじめ指定された市職員が各市民センターに3名ずつ配置され、所長と協力して避難所の運営に携わることになっています。

また、御質問のとおり、避難所が複数あり、どこに避難したらよいのか分からないということですが、市民センターのほか、小中学校それぞれの体育館も避難所として指定されております。

昨年来の新型コロナウイルス禍により避難所の運営方法等が一部見直され、避難先が細分化されました。この結果、基本的に小学校の体育館には一般のかた、中学校の体育館には熱があるなど、新型コロナウイルスの感染が疑われるかたに避難していただくことになりました。また、市民センターにつきましては、一人暮らしの高齢者や身体が不自由なかたなど支援が必要なかたがたを対象に受け入れることになっています。円滑な避難を図るためには、このことを地域の皆さんに理解していただくことが大事だと思いますので、機会を見ながら周知に努めてまいります。

議長(会長) はい、ありがとうございます。他にございませんか。ないようでしたら、(案)を削除いただき、次に移らせていただきます。

では、(4)令和3年度内原市民センター事業計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、令和3年度内原市民センター事業計画(案)について説明。)

議長(会長) ただいま事務局から、令和3年度の事業計画(案)について説明がありましたが、これについて何か御質問等はございますか。

委員 内原寿大学についてですが、10月以降に開講予定とありますが、開講するときには、あらためて受講生の募集を行うのですか。

執行機関 ただいまの御質問でございますが、内原寿大学につきましては、記載のとおり活動開始は10月以降を予定しております。過日、寿大学の運営委員長と御相談いたしまして、当面、活動を見合わせることになりました。

この件に関しては、先般、全戸回覧によりお知らせしたところであり、時期を見て受講生の募集を行ってまいりたいと考えております。

議長(会長) 他にございませんか。ないようですので、(案)を削除していただき、(5)その他に移らせていただきます。

委員の皆様から、何か御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

議長(会長) 健康増進センターの改築工事が11月から始まるように聞いていますが、どうなのでしょう。

執行機関 はい、健康増進センターにつきましては、今年の11月から来年3月にかけて、館内の空調設備工事が実施されるようです。このため、この間、

健康増進センターを管理している職員の事務室として、当市民センターの空いている部屋を使わせていただきたいという相談がありました。

また、工事期間中は健康増進センターで健康診断ができないことから、市民センターを使用する予定です。

現時点で、工事の詳細につきまして把握しておりませんので、具体的なスケジュール等の情報が入りましたら、あらためて御報告をしてまいりたいと考えております。

議長(会長) そうなると、2階はほぼ増進センターへの貸出しで埋まってしまうのですか。

執行機関 2階に会議室3という部屋がございます。この部屋を健康増進センターの6名の職員の事務室として借用したいとの相談があったことから、ふだん、この部屋を利用している囲碁クラブ等のかたがたに事情をお話し、11月以降は別な部屋をお使いいただくことで御了解をいただいたところで

す。  
事務室として使用する部屋は会議室3の一室だけですが、その他、健康増進センターで行っているタンポポ教室等の事業も、健康増進センターが使えなくなるので、市民センターに活動の場を移すことになります。

なお、健康診断の際には全館を使用することになるため、一般の利用はできなくなります。

委員 事業計画(案)では、文化祭を10月から11月を目途に実施するように記載されていますが、日程は健康診断と重複しないのですか。

執行機関 今のところ、文化祭の予定日と健康診断の日程は重なっていません。しかしながら、スケジュール的には厳しくなってくると思われまますので、文化祭については可能な範囲で実施せざるを得ないと考えております。

議長(会長) そうなると、内原ふれあいまつりの開催も難しくなりませんか。

執行機関 ふれあいまつりにつきましては、現時点で、中止にはなっていないようです。直接お聞きしていないので明確なお答えはできませんが、実施に向けて進めていくようです。

議長(会長) 健康増進センターの工事の件について、ふれあいまつりの担当者は知っているのですか。

執行機関 担当されている      さんは御存じのようです。

委員 私からよろしいですか。2年越しの課題になるのですが、現在、市民センターは土日・祝日が休館になっています。部屋の方は、休館日でも鍵を借用して使用することはできます。問題は、管理する職員が誰もいないので、コピー機を借用したい場合など対応してもらえないとか、市民センターをたまに利用する人などは、使用後の鍵のかけ方も分からなくて、あたふたしてしまうことがあるのです。

以前は嘱託の職員が出勤していて、いろいろと対応してくれました。今は、会議の際に資料をコピーしたくてもできないので、コピーしたいときには近くのコンビニまで行かなければなりません。それから、使用する機具等に不具合が起こった場合など対応に苦慮しています。

そうしたことを考えると、せめて土曜日ぐらいは、正職員は無理でも、会計年度任用職員のかたに出勤してもらうことができないでしょうか。そうなれば、休日でも非常に使い易くなります。一般の人が、平日に休んでまで市民センターを利用して会議をするということはまずないと思います。

私はそのことを2年越しで言っているのですが、なかなか改善される見通しがないので、再度、要望しておきたいと思います。

執行機関

ただいまの委員の御意見・御要望ですけれども、おっしゃるとおり、令和元年度から市職員は土曜日、日曜日とも休日になり、事務室を開けなくなったことから、地域住民の皆さんには、市民サービスの低下につながるのではないかという懸念があるかと思います。

土曜日を完全休業日とした理由には、働き方改革の一環ということもあったと思いますが、詳しい経緯は承知しておりません。

おっしゃるとおり土日いずれかに、会計年度任用職員を別途採用するなどして事務室を開けることができれば、市民サービスの面では向上すると思いますが、そうした対応を内原市民センターだけ取ることはできませんので、実施するには34の全市民センターで同様の対応を取る必要があります。それには、予算面の兼ね合いもありますので、いただいた御意見につきましては、あらためて所管課である市民生活課に報告してまいります。

議長(会長)

他にありませんか。

事務局から連絡又は報告等はありませんか。

執行機関

(新型コロナウイルス感染防止を踏まえた市民センター利用に関する留意事項等について報告。)

議長(会長)

議事につきましては、以上で終了といたします。皆様の御協力により、議事が円滑に進行できましたことを感謝申し上げます。それでは、議長の任を解かせていただきます。

執行機関

会長には議長をお務めいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

皆様からいただいた御意見等を踏まえ、当市民センターの今後の運営を進めてまいりたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回水戸市内原市民センター運営審議会を閉会いたします。ありがとうございました。